社会保険情報

任継も資格喪失届か 再就職で被保険者に





退職後に任意継続被保険者となり、再就職した場合に届出等は必要でしょうか。任継は自由に 資格喪失できないイメージがあります。被保険者資格を取得すれば自 動的に喪失扱いと考えていいのでしょうか。



「申出書」の提出が必要

健保法38条では、任継が資格喪失するのは、①任継となった日から起算して 2年を経過したとき、②死亡したとき、③保険料を滞納したとき、④被保険者 になったとき、⑤後期高齢者医療の被保険者となったとき等としています。

被保険者期間の途中で家族の被扶養者になりたい、国保に入り直したいと思っても、自ら資格を喪失 することはできません。

一般の被保険者が退職等で被保険者資格を喪失する場合、事業主が被保険者証を回収して、保険者に 返納する義務を負いますが、任継は自ら被保険者証を返還することになります(健保則51条)。

任継が、前記④、⑤(その他、船員保険の被保険者となった場合)に該当するときには、申出も必要です。遅滞なく、被保険者証の記号、番号等を記載した申出書を保険者に提出しなければなりません(健保則43条)。

無年金にならないか 20歳到達直後に障害





知人のご子息が、20歳の誕生日の翌月にアルバイト先からの帰宅中事故で大ケガをしました。 後遺症が残るかもしれないらしいのですが、20歳前の障害基礎年金の対象にはなりそうもな く、また学生で国民年金の納付をしていなかったので、無年金になるのではと両親が大変心配 しています。重い障害が残ったとき、救済される余地はあるでしょうか。



被保険者期間不問の場合も

20歳到達以後は学生でも国民年金の被保険者となり、被保険者期間に初診日のある傷病について障害年金を受給するには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間で3分の2以上あるか、直近の1年間に未納期間がないことが必要です(国年法30条ほか)。ところ

が20歳到達以後の初診日で前々月はまだ19歳だと、被保険者期間自体がありません。この場合は保険料納付要件を問えませんので、20歳前のものではなく通常の障害基礎年金が支給されることになります。

仮にアルバイト先で厚年の被保険者になっていれば、前記の判断を待つまでもなく障害基礎・厚生両 年金の支給対象となります。